

議員提出議案第1号

伊丹市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

伊丹市議会会議規則の一部を改正する規則を別記のとおり制定する。

令和5年2月14日提出

提出者

伊丹市議会議員 新政会 戸田 龍起

伊丹市議会議員 公明党 竹村 和人

伊丹市議会議員 フォーラム伊丹 保田 憲司

伊丹市議会議員 創政会 川井田 清香

伊丹市議会議員 日本共産党伊丹市議会議員団 上原 秀樹

伊丹市議会議員 齊藤 真治

伊丹市議会議員 小西 彦治

理由

電子採決システムによる投票方式を導入するほか、所要の規定整備を行うため。

伊丹市議会会議規則の一部を改正する規則（令和５年伊丹市議会規則第 号）

伊丹市議会会議規則（昭和４１年伊丹市議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

目次中「質疑の回数」を「総括方式による質疑の回数」に、「第 70 条（記名投票）」を「第 70 条（記名投票）」を「第 70 条の 2（電子採決システムによる投票）」に改める。

第 8 条第 3 項中「号鈴」を「電鈴または振鈴」に改める。

第 62 条中「質疑の回数」を「総括方式による質疑の回数」に改める。

第 68 条第 2 項中「記名または無記名の投票」を「記名投票，電子採決システムによる投票または無記名投票」に改める。

第 69 条第 1 項中「記名または無記名の投票」を「記名投票，電子採決システムによる投票または無記名投票」に改め，同条第 2 項中「と無記名投票」を「，電子採決システムによる投票または無記名投票」に改める。

第 70 条の次に次の 1 条を加える。

（電子採決システムによる投票）

第 70 条の 2 電子採決システムによる投票を行う場合には，問題を可とする者は賛成のボタンを，問題を否とする者は反対のボタンを押さなければならない。

2 電子採決システムによる投票による表決において，議長が投票の終了を宣告するまでの間に，出席議員が電子採決システムのいずれのボタンも押していない場合は，当該出席議員は反対のボタンを押したものとみなす。

第 72 条に次の 1 項を加える。

2 電子採決システムによる投票を行う場合には，第 29 条（投票の終了），第 31 条（選挙結果の報告）第 1 項および第 32 条（

選挙関係書類の保存）の規定を準用する。この場合において，第 29 条中「投票が終わつたと認めるとき」とあるのは，「投票をするために必要な時間が経過したと認めるとき」と読み替えるものとする。

第 74 条ただし書中「議長の」を「，議長の」に改め，「起立」の右に「または電子採決システムによる投票」を加える。

第 76 条第 1 項第 14 号中「記名投票」の右に「および電子採決システムによる投票」を加える。

付 則

この規則は，公布の日から施行する。